

法人の設立等に関する申告書

(設立・設置・廃止・変更・解散・結了・合併)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 茨城県常陸大宮市長 様 次のとおり申告します。		管 理 番 号			
		法 人 番 号			
		ふ り が な 法 人 名			
		本 店 等 所 在 地	〒 電話		
		ふ り が な 代 表 者 氏 名			
		代 表 者 住 所			
資本金の額又は 出 資 金 の 額	円	事 業 年 度	月 日から 月 日まで		
資 本 金 等 の 額	円	設 立 登 記 年 月 日	年 月 日 設 立		
事 業 の 種 類		※財団法人等が収益事業を 開始したときは、()内に 開始日を記載してください。	(年 月 日)		
事務所等(本店含む)が所在する都道府県数		1 茨城県のみ 2 二都道府県 3 三都道府県以上			
事務所又は 事業所の 設置・ 廃止	本店以外に本店が 所在する場合には 本県における主たる 事務所・事業所	名 称	所 在 地		設 置 ・ 廃 止 年 月 日
		(従業者数 人)	〒 電話		設 置 . . 廃 止 . .
	従たる事務所又は 事業所(支店、出 張所、工場等)の 設置・廃止状況	(従業者数 人)			設 置 . . 廃 止 . .
		(従業者数 人)			設 置 . . 廃 止 . .
		(従業者数 人)			設 置 . . 廃 止 . .
	本店以外の住所に 申告書等の送付を 希望する場合の送 付先住所・あて名	〒 電話			
支店等廃止の場合	他の支店等が茨城県内に存在(する・しない)。※存在する場合下欄に記載してください。				
申 告 事 項 の 変 更	1 本店等所在地 2 組織・商号 3 代表者 4 資本金の額等 5 事業年度 6 連絡先等 7 その他 ()	変 更 前			
		変 更 後			
	変 更 年 月 日	年 月 日	登 記 年 月 日	年 月 日	
	※ 本店等所在地変更の場合		旧の本店等は事務所等として(存続・廃止)する。		
解散・結了 (合併解散 を除く)	清算 人	住 所	〒 電話		
		ふりがな 氏 名	解散日	. . . (登記日 . . .)	結了日 . . . (登記日 . . .)
合 併	被 合 併 法 人	住 所	〒 電話		
		ふりがな 名 称	合併日 . . . (登記日 . . .)		
申告期限の延長の 処分(承認)の有無	県 民 税	年 月 日から	年 月 日までの事業年度から	ヶ月間	
	事 業 税	年 月 日から	年 月 日までの事業年度から	ヶ月間	
※ 登記事項証明書及び定款の写し各1通を 添付してください。		関与税理士 住所・氏名	〒 電話		

法人の設立等に関する申告書 記載の手引き

(設立・設置・廃止・変更・解散・結了・合併)

1. この申告書は、法人が、次のいずれかに該当することになった場合に提出していただくものです。

- (1) 常陸大宮市内に、法人を設立した場合
- (2) 常陸大宮市内に、事務所又は事業所（以下、事務所等とします。）を設置した場合
- (3) 常陸大宮市内の事務所等を廃止した場合
- (4) 申告した事項について変更があった場合
- (5) 法人が解散した場合
- (6) 清算中の法人が結了した場合
- (7) 法人が合併により消滅した場合
- (8) 公益法人などが、収益事業を開始又は廃止した場合

2. 申告の際、登記事項証明書の写し及び定款の写しを各1通（変更の場合は変更事由に係るもの）添付してください。

合併による解散の申告については、合併契約書の写し及び閉鎖謄本の写しを各1通添付してください。

3. 郵送によりこの申告書を提出する場合で、受付印を押印した控が必要なときは、切手を添付した返信用封筒を同封してください。

4. 申告書の提出先及びお問い合わせ先

〒319-2292

茨城県常陸大宮市中富町3135番地の6

常陸大宮市役所 市民生活部 税務徴収課 市民税グループ

☎ (0295) 52-1111